

市庁舎移転に伴う喫煙禁止地区（みなとみらい21地区）の 指定区域拡大について

1 趣旨

「横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例」に基づく喫煙禁止地区のうち、「みなとみらい 21 地区」の指定区域を7月1日から拡大します。

2 拡大する区域

「新南口（市役所口）」の利用が開始された JR 桜木町駅南側から、市庁舎がある中区本町6丁目まで。

喫煙禁止地区拡大後は、4.7ha から10.2ha となります。



3 周知方法

- ・ 広報よこはまへの記事掲載
- ・ 公共施設等へのポスターの掲示
- ・ 交通広告の掲出
- ・ 標識、路面標示の設置 など



標識



路面標示

<参考 横浜市空き缶等及び吸い殻等の散乱の防止等に関する条例（抜粋）>

第9条 市長は、空き缶等及び吸い殻等の散乱を防止し、清潔できれいな街をつくる
ことが特に必要と認められる地区を**美化推進重点地区として指定**することができる。

第11条の2 市長は、美化推進重点地区内において、たばこの吸い殻の散乱につな
がるとともに、市民等の身体及び財産に対し被害を及ぼすおそれのある屋外の公
共の場所での喫煙を禁止する必要があると認められる地区を**喫煙禁止地区とし
て指定**することができる。